

東京働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」は、働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度の見直し、就業規則の作成方法、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』『賃金引上げ』に関連する様々なご相談に対応します。

働き方改革関連法が2019年4月1日から順次施行されます

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

最低賃金の引上げが行われます

東京都最低賃金が平成30年10月1日から985円となります！



相談窓口

● 東京働き方改革推進支援センター ● 東京働き方改革推進支援センター 立川分室

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

〒190-0023 東京都立川市柴崎町2-2-23 第2高島ビル5階

フリーダイヤル **0120-662-556** (センター・分室共通)

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（厚生労働省東京労働局委託事業）

東京働き方改革推進支援センター ご利用案内

費用

無料

相談日・時間

平日午前9時～午後5時（祝祭日・年末年始を除く）

相談窓口

●東京働き方改革推進支援センター

〒102-0084

東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル4階

- ・地下鉄有楽町線 麴町駅 4番出口 徒歩4分
- ・JR四ツ谷駅 麴町口 徒歩8分

●東京働き方改革推進支援センター 立川分室

〒190-0023

東京都立川市柴崎町2-2-23 第2高島ビル5階

- ・JR中央線 立川駅 南口 徒歩4分



相談方法

- 電話：フリーダイヤル **0120-662-556** におかけください。
- メール：東基連ホームページの「東京働き方改革推進支援センター」をご覧ください。
http://www.toukiren.or.jp/kaikaku_tokyo.html
- 来所：}
- 訪問：} 相談申込書にご記入いただきFAXにてお申込みください。

「東京働き方改革推進支援センター」相談申込書

相談方法 <input type="checkbox"/> にレ点	<input type="checkbox"/> センターへの来所	<input type="checkbox"/> 立川分室への来所	<input type="checkbox"/> 会社への訪問
会社名			
所在地			
担当者名		職名	
連絡先	電話		
	FAX		
	メール		
来所/訪問 希望日時	第1希望	年 月 日	午前・午後 時
	第2希望	年 月 日	午前・午後 時
相談内容			
FAX送信先： 03-6380-8405 FAX番号をお間違えのないようご注意ください			

東京労働局委託事業：公益社団法人東京労働基準協会連合会（東基連）受託